

○医師をはじめ、在宅医療と介護を支える専門職の紹介

医師

病院や医院への通院が困難な場合や、家で寝たきりの状態で訪問診療を希望される方はご相談ください。医療機関によって対応できる病気や症状、できる診療が異なりますので、必要に応じて専門医を紹介します。

また、認知症かもしれない、などと悩んでいる方がいればご相談ください。



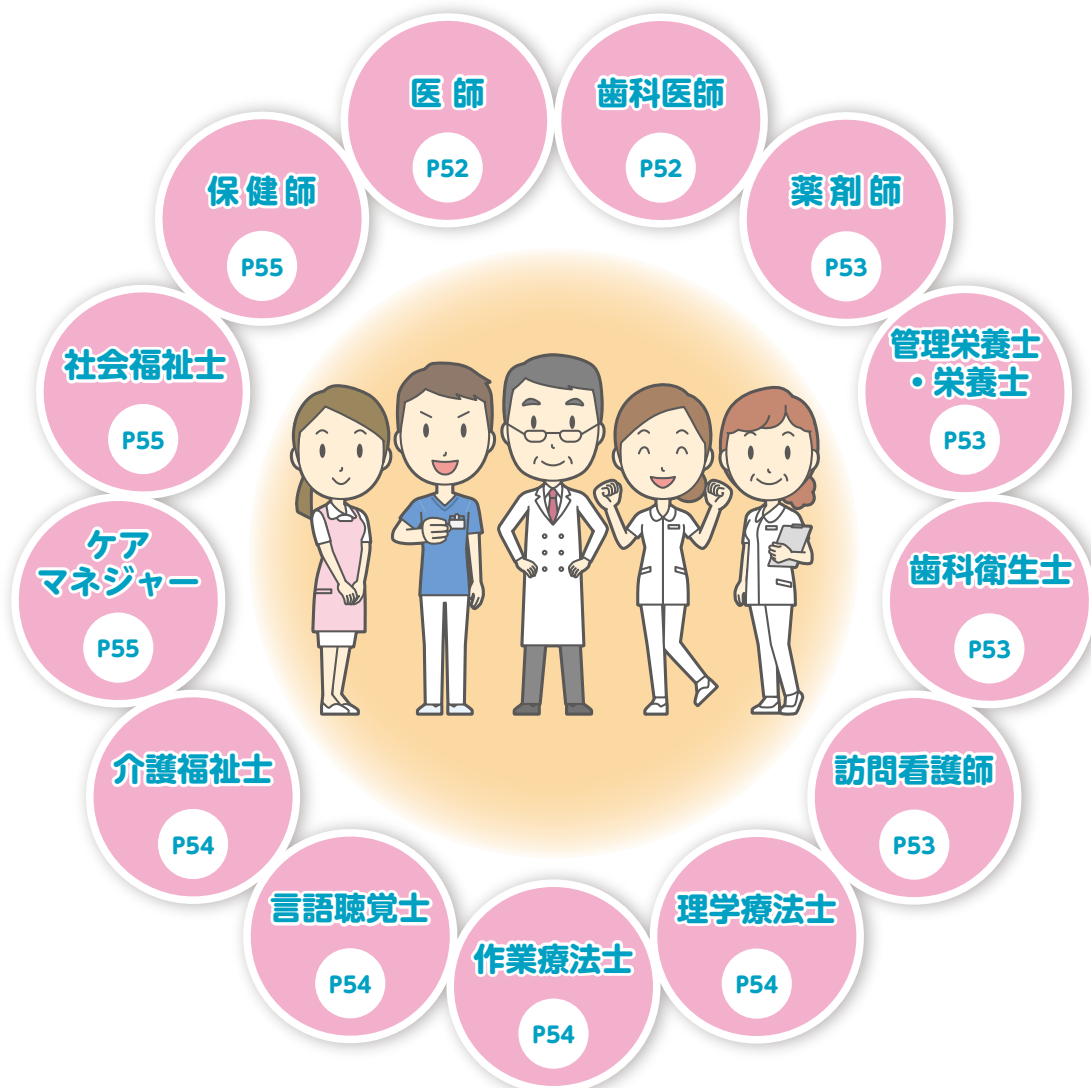
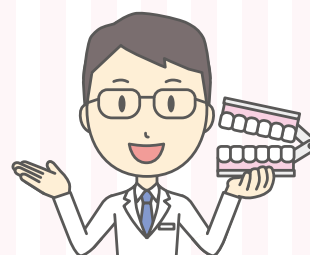
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士によるサービスは、居宅療養管理指導(P23)でも利用できます

歯科医師

歯科治療を受けたいが通院が困難な方のご自宅などに訪問し診療します。

むし歯の治療だけでなく、入れ歯の調整や口腔ケア、歯ぐきの腫れや痛みに対する治療も行うことができます。

口が渇く、むせるなど、嚥下障害のある方もご相談ください。



薬剤師

医師から処方された薬をご自宅などに届け、すべての薬の管理をします。

薬の相互作用や副作用のチェックをし、飲みやすいように一包化したり、お薬カレンダーにセットすることもできます。薬の種類が多くて大変、薬が残ってしまう、薬が飲みにくい、などお悩みの方はご相談ください。



管理栄養士・栄養士

かかりつけ医の指示のもと、ご自宅に訪問し、栄養や食事のお悩みについて必要な情報をお伝えしたり食事療法に関する相談に応じます。

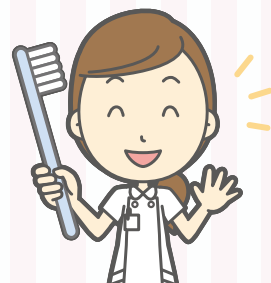
食が細くなった気がする、栄養摂取量が足りているか心配、食べ物が飲み込みにくいなど食事でお困りの時にご相談をお受けします。



歯科衛生士

歯科医師の指導のもと、要介護状態や寝たきりの方のご自宅に訪問し、「口から食べる楽しみ」を支えます。

むし歯や歯周病を予防するためのケアや歯みがきの指導をしたり、食べ物の噛み方・飲み込み方（嚥下機能）などお口の機能を維持するための口腔機能訓練を行います。

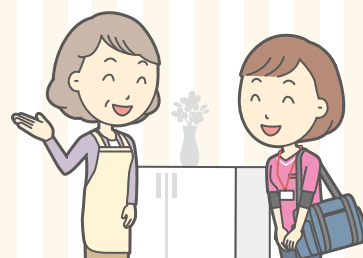


訪問看護師

かかりつけ医の指示のもと、看護師がご自宅に訪問し、全身状態の観察やカテーテル管理、人工呼吸器管理など必要な処置を行います。筋力低下予防運動、床ずれ防止・床ずれ処置、介護相談、その他さまざまなケアをかかりつけ医や関係機関と連携を取りながらアドバイスします。

また、できる限り住み慣れた家や地域で生活したい人のニーズに応じた看護を提供し、家族の支援も行い、在宅での看取りをサポートします。

訪問看護サービスは介護保険(P21)や医療保険で利用できます



理学療法士

「寝返る」「起き上がる」「座る」「立ち上がる」「歩く」などの日常生活を行う上で基本となる動作の維持・改善のため、運動療法や物理療法（温熱や電気）など必要な技術を用いて自立した日常生活が送れるよう支援します。

住宅改修や杖・車いすなどの福祉用具の提案を行い、暮らしやすい生活を調整します。また、その方の能力を活かした介助方法など、ご家族への指導も行います。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるサービスは、訪問リハビリ(P22)や通所リハビリ(P24)などで利用できます



作業療法士

「食事」「トイレ」「更衣」「入浴」「移動」などの基本的な生活動作や、「家事」「買い物」「外出」など在宅生活を行うために必要となる動作に関するリハビリテーションを通じて、豊かに生きるための支援を行うことを専門としています。在宅の環境設定や福祉用具の選定、認知症がある方の生活に関する相談・指導も行っています。



言語聴覚士

「話す」「聴く」など、ことばによるコミュニケーションに問題のある方や、食事中にむせるなど飲み込みに問題のある方に対して、評価・訓練・指導を行います。よくむせる、飲み込みにくいなどの症状のある方に、姿勢や食事形態、食べ方など助言、指導を行います。



介護福祉士（ホームヘルパー）

高齢になり生活の中でできないことが増えてきた方や要介護状態の方のご自宅に訪問し、掃除や調理などの生活援助や、食事介助や入浴介助などの身体介護を行い、一人一人の生活状況に応じた支援をします。また、より良い形で日常生活が過ごせるよう身体状況やご自宅の状況に合わせた介助方法を提案・実施します。

訪問介護(P14)で支援が受けられます



ケアマネジャー（介護支援専門員）

病気やケガなどにより介護保険等のサービスを必要とする方が、その方らしい在宅生活ができるように支援します。ご本人やご家族の相談に乗り、介護保険サービスや医療・福祉サービス、民間のサービスを組み合わせ「ケアプラン」を作成します。また、サービス事業所だけでなく病院や診療所、行政、地域の方などと連携し、最期までその方とご家族の生活を支援します。

居宅介護支援事業者
(P12,13)にご相談ください



社会福祉士

病気・介護・障がい・生活困窮・身寄り問題・虐待等に対し、ご相談に応じ、必要な支援や関係機関との連絡調整を行います。医療機関(病院等)においては『医療ソーシャルワーカー』と呼ばれ、各種サービスの紹介・利用支援、生活面での援助、入退院の調整等を行います。訪問診療(往診)や看取りを希望される方もご相談ください。

成年後見支援制度(P49)などが利用できます



保健師

高齢者に関するさまざまな相談に対し、関係機関と連携し必要な支援に結び付けます。介護が必要になりサービスを使いたい方や、認知症の家族のことで悩んでいる方など、高齢者に関する心配ごとがありましたらご相談ください。



○サービス利用についてのご相談

- ・かかりつけ医、または、かかりつけ医を希望する医療機関
- ・岡谷市医師会 …………… 22-3870 (代表)
- ・岡谷市役所介護福祉課 …………… 23-4811 内線:1276~1279
- ・岡谷市地域包括支援センター …………… 23-2336 (直通)